



# 金 沢 市 公 報

第 2 9 9 1 号

令和元年(2019年)12月11日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
<b>●告 示</b>		○教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 8
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1	○合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 9
○自転車等を撤去し、保管したことについて ( " )	2	○合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数について ( " ) 9
○介護保険法の規定による事業者の指定について(2件) (介護保険課)	3	○金沢市選挙投票区の一部改正について ( " ) 9
○介護保険法の規定による事業の廃止について ( " )	3	○金沢市議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表について ( " ) 9
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	4	
○児童福祉法の規定による事業の廃止について ( " )	4	<b>●農業委員会告示</b>
		○令和元年第12回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局) 10
<b>●公 告</b>		<b>●公営企業告示</b>
○金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例の規定によるまちづくりに関する協定の締結について (都市計画課)	4	○金沢市ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について (経営企画課) 10
○開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	7	○金沢市液化石油ガス供給条例の規定に基づく調整単位料金の算定について ( " ) 11
○建築基準法の規定に基づく道路の位置の指定の取消しについて ( " )	8	<b>●公営企業公告</b>
<b>●選挙管理委員会告示</b>		○指定給水装置工事事業者の指定について (企業総務課) 11
○条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数について (選挙管理委員会)	8	○下水道排水設備工事事業者の指定について ( " ) 11
○議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数について ( " )	8	

## 告 示

### ●金沢市告示第204号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称  
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場

- 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
- 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
- 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
- 金沢市営森本駅西自転車駐車場
- 金沢市営みどり1丁目バス停前自転車駐車場
- 金沢市営矢木1丁目自転車駐車場
- 金沢市営表参道自転車駐車場
- 金沢市営十間町自転車駐車場
- 金沢市営香林坊地下自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営兼六園下暫定自転車駐車場
- 金沢市営武蔵自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場
- 金沢市営豎町自転車駐車場
- 金沢市営此花町自転車駐車場
- 金沢市営豎町第2暫定自転車駐車場

- 2 移動し、保管した自転車等の台数
  - 自転車 97台
  - 原動機付自転車 1台
- 3 自転車等を移動し、保管した日
  - 令和元年11月1日から同月30日まで
- 4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所
  - 金沢市此花町3番2号
  - 公益財団法人金沢まちづくり財団
- 5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所
  - 日時 令和元年12月11日から令和2年3月10日まで
  - 午前10時から午後7時まで
  - 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
  - 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第205号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

- 1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数			
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	6台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自	転	車	1台

堅町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1 台
安江町地内	自 転 車	1 台
片町1丁目地内	自 転 車	1 台
八日市4丁目地内	自 転 車	1 台
もりの里2丁目地内	自 転 車	1 台
田上の里2丁目地内	自 転 車	1 台
十一屋町地内	自 転 車	1 台
戸水1丁目地内	自 転 車	1 台
矢木1丁目地内	自 転 車	1 台
北安江2丁目地内	自 転 車	1 台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日  
令和元年11月1日から同月30日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間  
令和元年12月11日から令和2年6月10日まで
- (2) 場所  
金沢市問屋町2丁目95番地  
金沢市自転車等保管庫

#### ●金沢市告示第206号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定により告示します。

令和元年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770106506	リアン	金沢市泉野出町 3丁目1番13号 泉が丘リハイム 306号室	株式会社リアン	令和元年11月1日	訪問介護

#### ●金沢市告示第207号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項本文及び第54条の2第1項本文の規定により指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の11第1号及び第115条の20第1号の規定により告示します。

令和元年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1790101040	グループホーム みらい	金沢市西都2丁 目141番地	医療法人社団映 寿会	令和元年11月1日	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同 生活介護

#### ●金沢市告示第208号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により指定居宅サービス事業者及

び指定介護予防サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業及び指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

介護保険 事業所番号	事業所		事業者の名称	廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地			
1770104717	株式会社PMC	金沢市駅西新町 2丁目15番37号 KOHWA102 ビル2F	株式会社PMC	令和元年11月1日	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売

### ●金沢市告示第209号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25の規定により告示します。

令和元年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指定年月日
1750102897	からだサポートげんき	金沢市荒屋1丁目107番地	株式会社しあわせカンパニー	金沢市畝田中1丁目120番地2	児童発達支援 放課後等デイサービス	特定なし	令和元年 12月1日

### ●金沢市告示第210号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により次の指定障害児通所支援事業者から当該指定障害児通所支援サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第21条の5の25の規定により告示します。

令和元年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	廃止年月日
1750102392	放課後等デイサービスりんぐ	金沢市入江3丁目99番地	株式会社ケア・トラスト	白山市若宮2丁目34番地	児童発達支援 放課後等デイサービス	知的障害児 精神障害児	令和元年 11月30日
1750102608	itosie あらや校	金沢市荒屋1丁目107番地	株式会社GRAN	金沢市荒屋1丁目75番地1	放課後等デイサービス	知的障害児 発達障害児	令和元年 11月30日
1750102624	itosie あさのまち校	金沢市京町35番31号	株式会社GRAN	金沢市荒屋1丁目75番地1	放課後等デイサービス	知的障害児 発達障害児	令和元年 11月30日

## 公 告

金沢市における市民参画によるまちづくりの推進に関する条例（平成12年条例第11号）第11条第1項の規定によるまちづくりに関する協定（以下「協定」という。）を締結したので、同条第4項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

### 1 協定を締結した相手方

- 彦三五番丁上組親交会地区の住民等
- 2 協定締結した年月日  
令和元年11月29日
- 3 協定番号  
37
- 4 協定の名称  
彦三五番丁上組親交会地区まちづくり協定
- 5 協定地区の区域  
別図（まちづくり協定区域図）のとおり
- 6 まちづくりに係るまちづくり計画の内容

まちづくり計画の名称		彦三五番丁上組親交会地区まちづくり計画		
まちづくり計画の対象となる区域		金沢市彦三町1丁目の一部		
まちづくり計画の対象となる区域の面積		約1.2ha		
まちづくりの目標		<p>本地区は、武蔵地区に隣接した利便性の高い場所でありながら、地区内では落ち着いた街並みや静かな住環境が守られている。</p> <p>今後も、彦三大通り沿いの商業・業務施設と共存した良好な住環境と地域コミュニティを維持することで、住民が安心して暮らせるまちづくりを目標とする。</p>		
まちづくりの方針		<p>まちづくりの目標の実現に向けて、以下をまちづくりの方針とする。</p> <p>(1) 静かで落ち着いた住環境を守るまちづくり</p> <p>(2) 安心して歩きやすく、きれいなまちづくり</p> <p>(3) 地域コミュニティを大切にすまちづくり</p>		
そ の 他 住 み 良 い ま ち	地区の細区分	商業地区	住居地区A	住居地区B
	面積	約0.3ha	約0.4ha	約0.5ha
	建 築 物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる建築物等を建築してはならない。用途を変更する場合も、同様とする。		
		(1) 自動車教習所、葬儀場又は業として遺体を保管する施設		
		(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（に）項第3号に掲げる運動施設		
		(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第2条第7項各号（無店舗型性風俗特殊営業）、第8項（映像送信型性風俗特殊営業）、第10項（無店舗型電話異性紹介営業）及び第13項各号（接客業務受託営業）に掲げる営業の用に供する建築物		
		(4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの		
		(5) 建築基準法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの		
		(6) 風営法第2条第1項第1号及び第4号（風俗営業）、第6項第3号及び第5号（店舗型性風俗特殊営業）並びに第9項（店舗型電話異性紹介営業）に掲げる営業の用に供する建築物		
		(7) 畜舎、自動車修理工場又はレンタル倉庫		
—	(8) 倉庫業を営む倉庫			
	(9) カラオケボックスその他これに類するもの			
—		(10) 建築基準法別表第2（へ）項第3号に掲げるもの		—

<p>づ く り</p>			<p>(11) 風営法第2条第1項第2号、第3号及び第5号(風俗営業)に掲げる営業の用に供する建築物</p>	
<p>を 推 進</p>	<p>土地利用等の制限</p>	<p>新たに土地又は建築物等を利用し、又は活用しようとする者(従前の用途を変更する者を含む。)は、事前に彦三五番丁上組親交会(以下「町会」という。)と協議しなければならない。</p>		
<p>す る た め に 必 要 な 事 項</p>	<p>そ の 他</p>			
	<p>(1) 建築物を旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条第3項(簡易宿所営業)に掲げる営業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。                  (2) 建築物を住宅宿泊事業法(平成29年法律第65号)第2条第3項(住宅宿泊事業)に掲げる事業の用に供する場合は、管理者が常駐し、地域安全及び環境保全に努める。                  (3) 土地又は建築物等を売却し、又は貸与しようとする者は、事前に町会に連絡しなければならない。                  (4) 夜間に管理人が常駐しない施設にあっては、夜間の連絡先を町会へ通知するものとする。                  (5) 店舗及び飲食店では、深夜(午前零時から午前6時までの時間をいう。)における営業を行わないよう努める。                  (6) 彦三大通りに面する場所を除き、新たに自動販売機を設置しない。                  (7) 路上での飲食、喫煙並びにたばこ及びゴミのぼい捨てをしないよう努める。                  (8) 自動車の走行速度の低減を心がけるとともに、安全で快適に歩けるまちづくりの推進に努める。                  (9) 駐車場、空き地、空き家等の所有者及び管理者は、管理を徹底するなど出火の防止、防犯等の地域安全及び雑草除去等の環境保全の対策を講ずるよう努める。                  (10) 植栽等を設ける場合は、適切に管理するよう努める。                  (11) 悪臭、騒音等による生活環境の悪化防止に努める。また、苦情があったときは、誠意をもって対応する。                  (12) 定期的に美化清掃に努める。                  (13) 地域において実施される地域活動等に積極的に参加し、及び協力し、良好な近隣関係の醸成に努める。                  (14) 冬期間の道路除雪は、区域内の土地等所有者、管理者、事業者及び住民が協力し取り組む。                  (15) 地震等災害時においては、地域住民協力のもと、お年寄り、子ども等災害弱者の避難所への誘導に努める。</p>			

彦三五番丁上組親交会地区まちづくり協定区域図



次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により検査済証を交付したため、同条第3項の規定により公告します。

令和元年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名	公共施設の種類 位置及び区域
金沢市稚日野町北204番	金沢市福増町北1371番地 中西 敦史	
金沢市百坂町ハ12番2及び22番2の各一部並びに10番1から10番12まで、11番2、11番3、12番3、23番2及び24番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部	金沢市泉が丘2丁目12番46号 株式会社金沢ホームビルド 代表取締役 山岸 宏	道路 金沢市百坂町ハ12番2及び22番2の各一部並びに10番1から10番3まで、11番2、11番3、12番3、23番2及び24番2並びに金沢市所管の法定外公共物の一部 調整池 金沢市百坂町ハ10番4

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を取り消したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係図書は、金沢市都市整備局定住促進部建築指導課において縦覧に供します。

令和元年12月11日

金沢市長 山 野 之 義

取り消した道路の位置等

指定番号	指定取消しの年月日	取り消した指定道路の位置	延長(m)	幅員(m)
第200号	令和元年12月2日	金沢市藤江北3丁目94番1及び94番9	35.52	4.60

## 選挙管理委員会告示

### ●金沢市選挙管理委員会告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（条例の制定又は改廃及び監査の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第74条第5項及び同法第75条第5項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,534人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第39号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（議会の解散並びに議員、長、副市長、選挙管理委員及び監査委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項においてそれぞれ準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

125,563人

### ●金沢市選挙管理委員会告示第40号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第2項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第4項において準用する同法第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会



125,563人

●金沢市選挙管理委員会告示第41号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（合併協議会の設置の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

7,534人

●金沢市選挙管理委員会告示第42号

市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数（合併協議会設置協議に係る住民投票の請求の場合における署名者の最低数）を、同条第30項において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

62,782人

●金沢市選挙管理委員会告示第43号

昭和39年選挙管理委員会告示第18号（金沢市選挙投票区）の一部を次のように改正し、令和元年12月12日から効力を有するものとします。

令和元年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

表第31投票区の項中「進和町」の次に「、米泉町10丁目」を加え、同表第35投票区の項中「10丁目まで」を「9丁目まで」に改める。

●金沢市選挙管理委員会告示第44号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項及び第2項の規定により、平成31年4月21日執行の金沢市議会議員選挙における候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

令和元年12月11日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類  
平成31年4月21日執行 金沢市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）  
6,600,000円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	上 端 秀 夫	所属党派	無所属	期間	4月1日から 10月21日まで	第1回分
出納責任者氏名	上 端 秀 夫					

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人 件 費	376,000円
		－円	家 屋 費	－円
			選挙事務所費	－円
			集会会場費	－円
			通 信 費	－円
			交 通 費	12,200円

		印 刷 費	396,120円
		広 告 費	202,960円
		文 具 費	－円
		食 糧 費	－円
その他の寄附 一件	－円	休 泊 費	－円
その他の収入	987,280円	雑 費	－円
総 計	987,280円	総 計	987,280円

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ピ ラ の 作 成	－円
	ポ ス タ ー の 作 成	－円

報告書受理年月日	令和元年10月31日	第1回報告分
----------	------------	--------

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により令和元年第12回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

令和元年12月11日

金沢市農業委員会  
会長 井 口 栄 市

1 日時

令和元年12月20日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
- (4) 農地法第5条の規定に係る事業計画の変更申請に対する意見決定について
- (5) 農用地利用集積計画の決定について
- (6) 金沢市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者評価委員会の委員の任命について

## 公 営 企 業 告 示

### ●金沢市公営企業告示第20号

金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）第20条の3第1項（金沢市ガス供給に関する規程（昭和60年公営企業管理規程第5号）第27条第7項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき、調整単位数金を算定したので、同条例第20条の3第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年12月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

1 令和元年8月1日から同年10月31日までの原料の平均価格等

- (1) 1トン当たり液化天然ガス平均価格 53,800円
- (2) 1トン当たり液化プロパン平均価格 42,150円

- (3) 1トン当たり平均原料価格 53,160円
- 2 原料価格変動額 36,300円  
算式 89,530円(1トン当たり基準平均原料価格) - 53,160円(1トン当たり平均原料価格) = 36,300円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 36,300円(原料価格変動額) / 100円 × 0.082円  
この結果、令和2年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から29.77円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

### ●金沢市公営企業告示第21号

金沢市液化石油ガス供給条例(昭和63年条例第5号)第20条の3第1項の規定に基づき、調整単位料金を算定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示します。

令和元年12月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

- 1 令和元年8月1日から同年10月31日までの平均原料価格  
1トン当たり 42,150円
- 2 原料価格変動額 44,100円  
算式 86,340円(1トン当たり基準平均原料価格) - 42,150円(1トン当たり平均原料価格) = 44,100円(100円未満切捨て)
- 3 1立方メートル当たり調整単位料金の額  
算式 基準単位料金の額 - 44,100円(原料価格変動額) / 100円 × 0.204円  
この結果、令和2年1月1日から同月31日までに検針する分に適用される調整単位料金の額は、基準単位料金の額から89.97円を減算した額になります(小数点第3位以下切上げ)。

## 公 営 企 業 公 告

金沢市水道給水条例(昭和29年条例第28号)第7条の2の規定により令和元年12月1日に次の者を指定給水装置工事事業者として指定したので、金沢市指定給水装置工事事業者規程(平成9年公営企業管理規程第12号)第9条第1号の規定により公告します。

令和元年12月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
610	ティーテック	白山市湊町ム136番地

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程(平成13年公営企業管理規程第3号)第5条第1項の規定により令和元年12月1日に次の者を下水道排水設備工事業者として指定したので、同規程第11条第1号の規定により公告します。

令和元年12月11日

金沢市公営企業管理者 平 嶋 正 実

指定番号	商号又は法人名	営業所の所在地
629	ティーテック	白山市湊町ム136番地

令和元年(2019年)12月11日	印刷	発行人	金 沢 市
令和元年(2019年)12月11日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価	120円	印刷所	(株) 共 栄
		石川県金沢市玉鉾4丁目166番地	